

令和5年度第1回堺市地域福祉計画推進懇話会（成年後見・再犯防止分野） 議事要旨

開催日時：令和6年2月15日（木）13:30～15:30

開催場所：フェニーチェ堺 多目的室

出席委員：三田委員、加藤委員、井村委員、幸家委員、藤本委員、松永委員、西田委員

1 進行役の選出について

（三田委員を選出）

2 現行計画の進捗状況について

（資料1、2について事務局から説明）

（井村委員）

日常生活圏域のコーディネーターがこの事業の核になると感じている。前年度の懇話会においても育成の必要があるという話だったかと思う。人数を増やしただけで、業務の遂行に影響はでるのか。人数は実際少ないと感じている。個人の力次第になっていると思うが、現状のコーディネーターの配置状況を伺いたい。

（事務局）

日常生活圏域コーディネーターの配置状況について、堺市は日常生活圏域が21圏域あり、1圏域1名という配置基準を考えている。令和5年度現在は20名の配置である。

重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が始まるにあたり、同コーディネーターの役割は重要になると考えている。特に伴走型の支援に関しては、アウトリーチから担っている。令和6年度に1名増員し、21名体制での実施を予定している。

日常生活圏域コーディネーターは市の委託事業であり、重層事業を始めるに当たり人員体制の協議を財政部局と重ね、1名の増員となった。引き続き体制については検討していきたい。

（事務局・社協）

日常生活圏域コーディネーターの人材育成についても重要と認識している。同コーディネーターはコミュニティソーシャルワーカー機能、コミュニティワーカー機能、生活支援コーディネーター機能の3つの機能を備え、地域の中で活動している。

コミュニティソーシャルワーカー機能を個別支援と考えており、個別支援力の向上が喫緊の課題と考えている。前年度から個別支援の研修を行っており、今年度も継続し、実事例もふまえながら、生活支援課も含めて個別支援の研修に取り組んでいる。

対応困難な対象者が増えてきていると実感しており、コーディネーターだけではなく、社協全体として取り組む必要があると認識し、人材育成に取り組んでいるところである。

(井村委員)

1つの日常生活圏域あたり1人の配置で十分に対応できるのか心配である。この1人が欠けた場合どこで補うのか。日常生活圏域が対象なので、地域に密着して活動することが前提になっていると思う。

研修について、日常生活圏域コーディネーターの実務のレベルアップを目的とした研修だと思う。次のコーディネーターを担う職員育成の取組もあってよいのではないか。アウトリーチを基本に考えるのであれば、堺市の規模で日常生活圏域1つに対して1名という配置では厳しいのではないか。

(事務局)

日常生活圏域コーディネーターの重要性を市担当、社協担当も認識し、特に人材育成に関しても共通の課題として取り組んでいる。昨年度から個別支援事例について市も一緒に全件スクリーニングを実施し、具体的な対応を検討してきた。

体制については課題と認識しており、引き続き体制整備に努めていきたい。

(幸家委員)

多機関協働事業の会議が開催され、並行して協働のための研修も各区で行われる。多機関協働事業の会議体の出席機関は断らない支援の体制を作っていく上で重要な位置づけになると思う。ただ、実務上は研修などを通じて、協働の仕組みを構築するのだと思う。多機関協働事業の構成組織の職員は協働研修の企画者として関わっているのか、その仕組みはあるのか。

(事務局)

包括的な支援体制を作ることに、個別のケース検討を行う会議と対象ケースをモニタリングするなど全体を統括する会議の2層で構成する仕組みにしている。全体を統括する会議については、区における支援関係機関連携や相談機能強化に向けた取組についても協議することと位置付けている。

(事務局・社協)

研修企画者の構成について、重層事業と連携に係る調整はしている。保健福祉総合センターの職員も企画者として参画している。しかし、行政だけで取り組む研修ではなく、地域の専門機関を中心に様々な機関から参画してもらっている。

研修の組立として、重層事業を含めた地域福祉の潮流から始まり、連携のためにどのように取り組んでいくのかという複数のグループワークの構成としている。参加者の感想についても前向きな感想が多く、研修を通じて連携体制を作っていく必要があるということを行政とも認識を共有し、今後の展開について検討をしている。

(三田委員)

重層事業のうち、包括的相談支援事業について、日常生活圏域コーディネーターの役割が機能できるよう、基幹型包括支援センターや障害者基幹相談支援センター等の専門機関がどう機能するかにか

かっていると思う。基幹として位置づけられている機関が機能していることが大事だと思う。

包括的や重層的という流行り言葉のように言われているが、本来の役割に変わりはない。新しい事業が始まると新しい役割の部署、機関に負担が強いられると、本来その役割がある機関への相談が無くなることも起こる。専門的な機関が改めてしっかりやっていくということが大事ではないかと感じている。

(資料 5 について事務局より説明)

(井村委員)

市長申し立ての件数について、件数は増えているが、前年との比較ではなく全国と比べた時、堺市の規模を考えると少ないことを認識してもらいたい。

特に市民後見人養成事業を実施している中、令和 3 年 7 件、令和 4 年 6 件、令和 5 年は現時点で 2 件という状況。名簿に登録される人はやる気があり、この事業を通じてボランティア活動をしよと思ひ応募し、長時間の研修、会議を経て名簿に登録している。しかし、市長申し立ての割合が少ない上に、市民後見人になれる事案が全くなければ、この事業の意義が問われる。市長申し立てをすべき事案のハードルが高いとも感じている。

地域共生社会という点からすると、市民後見人へ事案をマッチングする必要がある。市民後見人となれば権利擁護の専門家として、日常生活自立支援事業や法人後見の担当をするなど、権利擁護の担い手として、登録された人の生きがいにもつながるところが確保されてない。市民後見人をしようという気持ちで登録するも、何年も選任されなければモチベーションも下がる。

事業としてのあり方に疑問があるため、運営について改めて検討をいただきたい。

市長申し立てにより後見制度の利用が決まったが、半年以上経っても担い手が決まっていない事例もある。その現状を把握し、市長申し立てのあり方について考えてもらいたい。

(事務局)

権利擁護サポートセンターと協力し、登録ある市民後見人に対して市長申し立てを待つのではなく、新たな活動の場についても検討していく必要があると考える。

(井村委員)

市民後見人が担当できる案件の申し立てもしてもらいたい。後見制度の利用が必要な人がいないことはないと思う。アウトリーチの話もあったが、その点を取り組んでももらいたい。

(事務局)

市長申し立ての相談が多く入るのが地域包括支援センターになると思う。受付の窓口は各区役所地域福祉課となるが、受付前の段階の相談が 1 番多いところが地域包括支援センターと聞いている。地域包括支援センターへ制度の目的などについても周知していく必要があると考える。

(事務局・社協)

行政の方は行政内部での事情を確認し、社協は地域包括支援センターへ確認している中、改めて市長申し立てを進めていくことを今年度取り組んできた。ケアマネージャーへの研修の計画や、日常生活自立支援事業からの移行ケースについて把握できていなかったところを社協内部でも連携し、市民後見人へ移行できるケースを積極的に抽出していくことを行政とも計画をしている。引き続き継続して取り組んでいきたい。

(幸家委員)

虐待によるやむを得ない措置のため市長申し立てとなる場合はわかるが、それ以外で高齢機関が市長申し立てをするケースはあるのか、またそれを把握されているのが疑問である。現場の市長申し立ての担当職員が疲弊しており、市長申し立ての事務に取り掛かれなないと聞く。地域包括支援センターが担う仕組みと言うが、実際は行政が判断しているのではないか。

市民後見人へと繋げるケースを進めるスキームはあるのか。この1、2年変わった実感はない。

(井村委員)

過去に伝えた意見について、毎年言っているのではないかと思う。現計画の当初は、件数も伸びることや情報収集をするなど展開の見込みがあった。計画の進行について点検すると、できていることの話ではなく、できなくなったという話になる。形だけが整えられているような気がした。

(三田委員)

成年後見の担当職員が様々な業務を兼務しているため時間を要すること、事務の引継ぎに課題があることを聞き、改善に向けてお願いしている前回会議の記録もあると思う。成年後見制度の利用した人たちが放置されることを避けたいという考えは共通していると思うので、件数が伸びないことについて現状を把握し、解決してもらいたい。

(西田委員)

法人後見の課題、取組について同じことを繰り返しているが進捗が見えない。何をしたか、今後の展開について具体的に示してもらいたい。

(事務局)

法人後見については、担い手の確保や若年で障害のある人への長期的な支援が可能となる利点、また個人では支援が難しい方への対応ができるという観点から国の基本計画の中でも推進が期待されていることは認識している。

大阪家庭裁判所と三士会の会議体に参加をした。家庭裁判所は、法人後見については今後、確実に必要になるという見解を示しつつも、実態が把握できない法人もある中で、法人後見として選任するに当たっての見極めの難しさを問題視していた。後見人としての法人の要件を考える必要性や法人後見が

望ましい場合などの議論が必要という意見もあった。

家庭裁判所と三士会の協議会の中で、法人後見については引き続き検討していくと聞いており、その内容ふまえ、堺市として改めて検討していく必要があると考えている。

(西田委員)

実際に堺市として蓄積してきたもの、主体的に動くことや、具体的な検討内容について見えない。課題の取組に関する進捗について伺いたい。

(事務局・社協)

法人後見については課題がある状態が続いている。現状把握についても着手できていない。ただ、現場においても法人後見は話題になっている。

大阪府では、社会福祉法人が社会貢献事業の一環として法人後見を行えるように支援を行っており、法人後見実施団体を養成するための研修を実施している。堺市においては、受講している社会福祉法人はあるようだが、実際に社会貢献として法人後見事業を実施している団体はないと聞いている。

堺市において行われる法人後見については、実際取り組んでいる法人などから伺い、ネットワークの構築や市民後見と同様にバンク登録のような仕組みを検討していく必要があると考える。

(資料 3 について事務局より説明)

(藤本委員)

広報誌を見て「保護司になりたい。」という問い合わせが大阪保護観察所にあったと聞いている。そこから地区保護司会へ連絡がある。推薦事務については地区保護司会で行う。推薦するにあたり、担い手の経歴確認が必要となる。地域で役員等を担っていれば比較的確認しやすいが、そうでない場合の確認が課題となっている。

また、社会を明るくする運動などといった犯罪の予防活動も一緒に行っている。

(加藤委員)

刑事弁護の関係から伺いたい。堺は拘置所がある。生活保護を受給しており、拘置所に収容されている間に家賃滞納のため居住地が無くなる人を例として、初犯で執行猶予がつく場合は堺支部で対応となる。堺市の拘置所から出所となれば、堺区の生活援護課へ相談に行くことが多い。更生という意味では執行猶予者も更生支援の枠組みに入るのか。

(事務局)

再犯防止の関係について、近年では入口支援も重要と言われている。執行猶予の対象者のような短期間で拘置所などを出所して地域での生活に戻る場合であっても、地域生活定着支援センター等から支援が入る場合がある。一方で、そこで支援が途切れてしまう人も中にはいる。そのような人についても更

生支援、再犯防止の支援対象となるので、引き続き取組は進めていく。

(加藤委員)

人によっては、例えば堺から出所する場合、地縁の場所に戻ればまた犯罪に関わってしまう可能性があるため、堺で新たな一步を踏み出したいという人もいます。そういう人もいますので引き続きお願いしたい。

(松永委員)

刑務所は出口支援が主となる。拘置所からの出所者について課題はあると思う。

刑務所の一番大きな取組として仮釈放率を上げることを進めている。犯罪白書においても、仮釈放を経た人の方が、再犯率が低い統計が出ている。

一方で、満期出所者も少なくないため、社会福祉士を中心に独自調整、特別調整が必要な場合は積極的に進めている。ただ、支援を拒否する人もいます。そこが難しいところと感じているが、刑務所としても支援はしたいと考えている。また、大阪法務少年支援センターが地域援助という形で地域住民の様々な非行相談等を実施しているので、是非活用してもらいたい。

(井村委員)

毎年の計画の進捗について意見を述べる上で、今後、委員が変わることもあるので、資料については過去の経過が分かるようにしてもらいたい。例えば、過去の議事録を添付するなどしてもらえるとより発展した懇話会になると思う。また、過去の懇話会で各委員から出た意見に対して、どのような対応したかを分かるようにしてもらえるとありがたい。

(以上)